

全国少壮吟詠家選考審査会 実施要項

(1) この審査会は、公益財団法人日本吟剣詩舞振興会（以下財団と呼ぶ）が実施するもので、全国の少壮吟詠家を目指す者の選抜と研修及び審査を行う場とし、吟詠の芸術的向上を図り、あわせて吟剣詩舞道の普及振興に資することを目的に行うものである。

(2) この審査会の参加資格は、財団加盟の各団体・各流・各会派所属の吟詠家で吟歴七年以上、指導歴三年以上の経験を有する者。また年齢が令和五年四月一日現在、満三十歳以上五十五歳以下で、会長以上の責任者の推薦を受けた者、あわせて次の資格を満たすことをその条件とする。

- ・過去の全国少壮吟詠家審査コンクール決選大会入選者
- ・財団主催の全国吟詠コンクール「青年の部」及び「一般一部」の上位入選者（一位から五位（過去の年度は問わない））

・その他、特出した吟詠活動を行っていると思われる者

(3) この審査会に参加を希望する者は、財団が行う書類審査に応募し、その中から選ばれた者が少壮吟士準候補（以下「同準候補」）選抜試験に進むことが出来る。

(イ) 同準候補選抜試験は、個人面接と実技（受験者が得意とする絶句一題をその場で吟じる）によって行われる。

(ロ) 同準候補の定員は十七名を上限とする。

(4) 同準候補となった者は、少壮吟士候補になるまで、一年に一度開催される研修の受講と、同じく一年に一度開催される審査に計三度合格することが求められる。ただし過去の全国少壮吟詠家審査コンクール決選大会入選経験者はその限りではなく、一回入選者は二回の合格、二回入選者は一回の合格で少壮吟士候補と認められる。

(イ) 同準候補は、研修及び審査のいずれを欠いても不合格とする。

(ロ) 同準候補として活動できる期間は原則五年間とする。

(ハ) 研修は一日開催とし、審査は公開で実施するものとする。

(ニ) 審査において、同準候補は課題曲十五題の中から、自ら選ぶ曲一題と抽選で選択した一題の計二題を吟じる。ただし自ら選んだ曲については詩文を見てはならない。三回目の絶句審査を通過した者は、律詩一題を抽選で選択し吟じる。律詩については詩文を見ることは認められる。

(ホ) 少壮吟士候補への昇格者等が出た場合、その欠員分を翌年募集する。

(ハ) 同準候補は、少壮吟詠家選考審査会を受けている期間中、全国吟詠コンクールや他の活動も並行して行うことが許される。

(5) 少壮吟士候補として推薦された者は、別に定める資格審査を経たのち、全国吟剣詩舞道大会の式典において少壮吟士として認定、表彰される。